

東京医科大学に対する受験料返還訴訟



鈴木 敦士 Suzuki Atsushi 弁護士

1999年弁護士登録。2008年から2014年、内閣府・消費者庁に勤務し、消費者裁判手続特例法の立案に関与。特定非営利活動法人消費者機構日本理事、東京医科大学事件の代理人を務める



入学差別事件はどのようなものだったのか

東京医科大学の入学試験には、一般入学試験とセンター試験利用入学試験があり、いずれも一次試験合格者に対して、小論文、適性検査および面接を内容とする二次試験が行われていました。平成29(2017)年度入試においては、小論文の点数(60点満点)に0.833を乗じたうえで、現役の男性受験生には5点、一浪の男性受験生には4点、二浪の男性受験生には3点を加点する一方で、女性受験生、三浪以上の男性受験生、高等学校等コード51000番以上の者(大学入学資格検定合格者、外国の学校等の修了者、国際バカロレア資格取得者など)には加点しないという得点調整を行っていました。

平成30(2018)年度入試においては、小論文の点数(100点満点)に0.8を乗じたうえで、現役、一浪および二浪の男性受験生には10点、三浪の男性受験生には5点を加点する一方で、女性受験生、四浪以上の男性受験生、高等学校等コード51000番以上の者には加点しないという得点調整を行っていました*1。

募集要項にはこのような得点調整を行うことは記載されていませんでした。

裁判手続はどのように進められたか

1 特定適格消費者団体の消費者機構日本(以下、COJ)は、同大学に対し、2018年9月に合格者を除く女性および三浪以上の全受験生について入学検定料相当額の賠償を求めました*2。

同年10月に同大学の第三者委員会の第一次調査報告書が提出され、一部の受験生には個別に補償交渉が行われていましたが、COJの申入れに対しては、第三者委員会の最終報告を待つ検討したいという回答でした。そこで、同年12月に東京地裁に提訴し、民事1部に係属しました。東京地裁では共通義務確認訴訟は特定の2つの部に係属することになっているようです。

第1回口頭弁論後に、弁論準備に付され、4回の弁論準備が行われ、人証調べは行われずに、2019年11月22日に結審しました。そして、2020年3月6日には判決がありました。提訴から1年経たずに結審しており、個別訴訟よりも早い進行で、本制度の趣旨に沿ったものです。この点は、裁判所の的確な訴訟指揮によるものと思います。なお、特定適格消費者団体の費用を正確に積算するために、訴訟費用額確定処分を得て、訴訟費用を取り立てました。

2 簡易確定手続開始の申立書には、届出期間についての意見を記載し、できる限り、届出消費者の数の見込み、通知・公告の方法およびこれ

*1 学校法人東京医科大学「第三者委員会第一次調査報告書について」(2018年10月23日)
https://www.tokyo-med.ac.jp/news/2018/1023_200500001936.html

*2 提訴前の申入れ、共通義務確認訴訟、簡易確定手続の経緯の詳細は消費者機構日本のウェブサイトを参照
http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_211025_01.html

に要する期間、情報開示命令申立ての見込みについて明らかにする必要があります(平成27年6月29日最高裁判所規則第5号11条2項、3項)。しかし、対象消費者の数や、相手方に対象消費者についてどのような情報があり、開示する意思があるのか否か把握していないと、届出期間についての意見の記載が困難です。そこで、申立て前に相手方に照会をしたところ、一定の回答を得ることができました。

3 そして、2020年4月17日に簡易確定手続開始の申立てをしました。東京地裁では民事20部という破産事件を取り扱う部が担当することになっており、常に共通義務確認訴訟を行った部と異なることとなります。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間中であり、一般の民事事件の期日は延期されていたため、破産事件の申立てについても開始決定までに通常より時間を要していました。COJとしても、緊急事態宣言の期間中の授權受付は避けたいと考え、解除後の決定を求めました。そのためもあり、開始決定が同年7月10日にされました。開始決定では届出期間と認否期間を定めることとしており、届出期間は同年11月10日、認否期間は2021年1月25日までとされました。届出期間4カ月、認否期間2カ月(15日間は年末年始を含むことから「おまけ」です)でした。

また、本件では、対象消費者が、得点調整を知っていたとしても受験をしたか否かが個別の事情として争点となりました。その点、どのような資料に基づいて認否をし、裁判所が判断するのかについて、あらかじめ協議をしなければ、COJとしては授權時にどのような事情を対象消費者に聞けばよいのかが分かりません。認否を争う旨の申出は認否から1カ月以内にする必要があります。多数の対象消費者について手続を円滑に進めるためには、授權時に事情聴取や資料収集をできるだけ行う必要がありました。裁判所も交えて協議をし、対象消費者に対するアンケートをすることになりました。また、特定適

格消費者団体の報酬費用についても議論になりました。

4 COJは、2020年11月5日、債権届出をしました。この際、閲覧制限(改正前の法50条・民事訴訟法92条)の申立てをし、対象消費者の氏名・住所について、閲覧制限が認められました。相手方は、2021年1月22日に認否をしました。本件では届出期間、認否期間ともに期間の延長はされていません。COJは、同年2月22日に認否を争う旨の申出をしました。その後、和解協議が行われ、同年7月27日に一部取下げをし、その他についてはすべて和解が成立し、簡易確定手続を終了しました。その後、COJが支払いを受けて、同年9月1日には対象消費者に送金しました。相手方がこの手続の趣旨を踏まえて手続に協力をした結果、円滑に進行することができました。

手続の中で生じた問題点

1 改正法で一定の対応がされた点

(1) 共通義務確認訴訟の対象となる請求としては、慰謝料の請求が挙げられていないので、本件では慰謝料を請求することができませんでした。この点は今回の改正法により対応されました。

(2) 特定適格消費者団体が簡易確定手続で対象消費者に対して行う通知については、授權時の説明義務を果たすために、法定の通知事項とともに説明すべき事項も加えざるを得ません。また、通知事項、説明事項ともに「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)に細かな指定があるために、通知が大部なものとなりました。改正法では通知事項が簡略化されました。この趣旨を生かしたガイドラインの改正が求められます。

(3) 簡易確定手続の記録について閲覧制限を申し立て、認められました。ただ、この場合の閲覧、謄写、謄本等の請求を当事者に限るという趣旨は、対象消費者は手続の当事者ではないから閲覧等できない趣旨か、対象消費者は当事者

と読み替え閲覧等できる趣旨かは問題になります。対象消費者が閲覧等できない趣旨とすると、本件は和解で終了して支払いがされているから問題ありませんが、強制執行を要する場合で対象消費者が自ら行うときには問題になります。一方で、対象消費者は閲覧等できる趣旨であるとする、多数の対象消費者があり、実質的に閲覧制限の意義が失われます。

改正法では、閲覧の規定の民訴準用がなくなり、当事者および利害関係者のみが閲覧できるとされました。対象消費者は、他人の債権届出については、平等取扱い(改正前の法59条)が問題になる場合などを除き、一般的には利害関係がないものと扱われるべきです。

2 改正法での対応がされていない点

(1) 訴額について、共通義務確認の訴えは財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなされますが、請求の個数が問題となり、本件では入試年度および受験生の属性から分類し、6つとされました。請求の個数を過度に細分化すると、費用の負担だけでなく多数性の要件にも影響することになるので、慎重に検討すべきです。

(2) 支配性の要件について、得点調整がされることを知っていれば受験しなかったか否かが個別に争点となり得ましたが、出願しないという選択が合理的であると考えられることから、陳述書等で合理性を覆すような事情の有無を審理すればよく、網羅的に尋問が必要になるとは考え難いとして支配性を認めました。一方で、旅費・宿泊費について因果関係や損害認定の個別性を理由に、支配性が認められませんでした^{*3}。この点は、改正法では、直接には対応されていません^{*4}。支配性の要件を欠く場合が例外であることが分かるような文言とすべきです。

(3) 簡易確定手続において共通義務確認訴訟の

判決の謄本の添付が求められ、1枚当たり150円の手数料を要します。裁判手続のIT化に伴い添付省略が認められるべきです。

また、債権届出の申立手数料は、債権1個につき1,000円ですが、入試年度ごと、試験区分ごとに別債権とされ、債権の個数に応じて定まるために、891個分の89万1000円の手数料と高額になりました。対象消費者は563人、総額は6594万円余りであり、通常訴訟であれば手数料は、21万8000円です。裁判IT化に伴う事務の合理化を踏まえ、1人500円とするなど減額が必要です。

(4) 届出期間については、短期間では届出の機会を逸することがあり得ますが、長期間とすると全体の解決が遅くなるという問題があります。根本的には必要に応じて届出期間を延長し、延長前の期間に届け出た債権については第1グループとして、当初定めた認否期間内に認否を求め手続を進行させ、延長した期間に届け出た債権は第2グループとして別に進行させるということが考えられます^{*5}。

(5) 本件では一次試験合格者以外の対象消費者に関する情報が廃棄されていたために、全体の1割程度しか通知ができませんでした。改正法では、共通義務確認の訴え提起後の保全が認められました。しかし、本件では、廃棄時期は明らかではないですが提訴前の可能性もあり、改正法の対処は十分ではありません。第三者からの情報収集などの規定も設けるべきです。

(6) 認否を争う旨の申出を廃止し、和解を試み、簡易確定決定をするほうが合理的です。特定適格消費者団体の事務負担の軽減からは、改正前の法65条5項では意思確認措置を既判力が生じる場合に限られているのに、ガイドラインで拡張されていることは問題だと考えます。

*3 山本和彦「東京医科大学共通義務確認訴訟第一審判決」『現代消費者法』53号(2021年)82ページ参照

*4 慰謝料については、その額の算定の基礎となる主要な事実関係が共通することが求められているが、他の損害賠償については求められていないということになると思われる

*5 特定適格消費者団体の報酬費用の割り付けについて困難な問題が生じるが、手続参加の費用と届出後の手続に関する費用に分けずに請求額の一定割合を認める方法を許容することが考えられる